

関係各位 様

道路維持課長

道路等監視業務に係る最低制限設計価格の設定について（通知）

このことについて、長崎県建設関連業務委託最低制限価格制度試行要領第4条第2項により、別に定める最低制限設計価格の規定については下記のとおり定めるものとする。

記

・道路等監視業務の監視業務に関する最低制限設計価格（消費税及び地方消費税を除く）は、下表の左欄の業種区分に応じ、同表中欄の方法により算定し、同表右欄の範囲で設定する。

（最低制限設計価格の設定）

業種区分	①最低制限設計価格（消費税及び地方消費税を除く）の算定	②最低制限設計価格（消費税及び地方消費税を除く）の設定の範囲
監視業務	直接費の額＋諸経費の額×50%	上限額は設計金額×82% 下限額は設計金額×60% （各々の1,000円未満の額は切り捨てる。）

・道路等監視業務の維持業務に関する最低制限設計価格は、「最低制限設計価格の改正について（建設関連維持管理業務委託）」（令和5年3月17日4建企第510号）の2の工事の規定に基づき算出した額とする。

・この通知は、令和7年1月6日から施行する。（令和6年12月23日 6道維 第186号）